

**「車ふれあい祭り’2010」お楽しみ大抽選会
「点検整備推進賞」について**

「車ふれあい祭り’2010」お楽しみ大抽選会において、景品として点検整備推進賞（3,000円割引券）143本が、来場者の皆様に当選されました。

当選されましたお客様が割引券を持参し入庫した際には、次のとおり対応をお願いします。
この景品は、車検・定期点検・一般整備（オイル交換等）料金の3,000円割引券となりますので、ご協力をよろしくお願いします。

**「自動車点検整備推進賞」
(割引券)**

(お客様へ)

- AMSマークの当会会員工場でこの割引券をご利用下さい。
- AMSマークの工場は、ホームページでご確認下さい。
- 本券の有効期間は、平成23年2月末日とします。
- 車検・定期点検・一般整備（オイル交換等）料金から、3,000円を割引します。
- この割引券は、現金と交換できません。
- この割引券の盗難、紛失に対して、その責は負いません。

点検整備推進賞



(実施された自動車整備工場へ)

- 下記の必要事項をご記入下さい。
 - ・お客様のお名前・車両番号・認証番号・実施工場名
- 利用されました割引券は、平成23年3月4日(金)までにご提出下さい。
- 実施された請求書等の写しを添付して下さい。

お客様へ

- AMSマークの当会会員工場で、この割引券をご利用下さい。
- AMSマークの工場は、ホームページ (<http://www.ams.or.jp>) でご確認下さい。
- 本券の有効期間は、平成23年2月末日とします。
- 車検・定期点検・一般整備（オイル交換等）料金から、3,000円を割引します。
- この割引券は、現金と交換できません。
- この割引券の盗難、紛失に対して、その責は負いません。

実施された自動車整備工場へ

- 下記の必要事項をご記入下さい。
- 利用されました割引券は、平成23年3月4日(金)までにご提出下さい。
- 実施された請求書等の写しを添付して下さい。

- お客様のお名前 認証番号 B-
 車両番号 実施工場名

車検・点検整備は **AMS** **山梨県自動車整備振興会** **山梨市石和町麻裕790** (055-262-4422)

「車ふれあい祭り’2010」 第18回山梨県自動車整備技能競技大会について

「第18回山梨県自動車整備技能競技大会」「点検整備推進イベント」今後の課題等について反省会の意見、要望、課題等について委員会等において把握、検討致しました。

検討概要

【自動車整備技能競技大会】

- 「設問設定の不備が一部で発生し競技進行が損なわれた」について
今後設定部品の作成において事前の設定を検討、設定部品の確認管理を更に徹底し、設定不良を未然に防ぐ方法を検討する。
- 「不測の事態によるアドバイスが行なわれていない」について
適時の対応が不十分であったことより、会場での連絡体制強化を整えることで、不測な事態が発生しても臨機に対応できる方法を検討する。
- 「競技設問設定のあり方」について
一部の者が決定するのではなく、以前のように支部から設問案を事前に収集するなどし、委員会で参考設問として十分審議する等、方法を検討する。
- 「競技大会の内容に対し、全て終了できない支部が多く出た」及び
「競技内容についての要望が反映されていない」について
次回も点検整備推進イベントと同時開催とすれば、法定点検の検査方法に則る内容とするよう、委員会にて検討する。
- 「安全性確保の観点からの基本装備（安全靴）」について
どこまで支給するかは今後委員会で精査する。（現在は帽子、ツナギ服）
- 「競技車両の事前整備」について
レンタカーということもあり実行において難しい点もあるが、レンタカーカー会社に申し入れを行なう等、今後の検討課題とする。
- 「設問設定及び定期点検のシミュレーション実施」について
設問設定者以外による者が検証を実施するような方法を委員会で検討する。
- 「閉会式の講評において設問不良が発表されなかった」について
競技回収資料等を確実に確認するなど、今後反映するよう方法を十分検討する。
- 「支部会員同士の交流」について
若手が大会に出場してくれたので、競技練習などにおいて年配者との交流ができ、支部会員同士のコミュニケーションが図れたことが良かった。

【点検整備推進イベント】

- 「売名行為があった旨の報告」について
内容を確認した結果、他のイベントで作成した物が余り、配布したようであったので、今後この様な事を行なわないように申し入れ、事前に配布物などは十分確認する方向で検討する。
 - 「来場者は多かったが、地域が偏っている」について
各会員のご協力により多くの方が来場されたが、会場の場所柄どうしても近隣が多いのは致し方なく、しかし遠方からの来場者もあることも報告。
 - 「チャリティバザーの売り上げ寄付を閉会式で行なえないか」について
集計作業等を行い、閉会式までに間に合わせるには時間的余裕がない事と、ゴルフのチャリティと合わせることで、寄付金額が多くなることを説明し、山梨日日新聞、日刊自動車新聞への掲載を報告。
 - 「バザーの金額設定が低いことから、吟味した金額設定」について
数多くの品物に対して、個々の値段設定が難しい事から、次回の検討課題とする。
 - 「外部依頼した展示車両の汚れ」について
車内の汚れが酷いとの報告があり、次回より事前に関係機関へ十分な申し入れを行なう。
 - 「バザー品提供者に対して個々のお礼」について
会報にて実行委員長名で載せてあるが、個々の対応は次回の課題とする。
回収するのは大変だがイベントを盛り上げる為には必要なため今後も継続する。
 - 「クラシックカーの展示場所」について
一般の来場者に分かりやすい場所へ展示したい旨の意見がでたが、展示位置については、次回の検討課題とする。

「車ふれあい祭り’2010」点検クイズ・来場アンケート集計結果

平成22年10月23日（土）にアイメッセ山梨において開催されました「車ふれあい祭り‘2010」は、会員・組合員の皆様多数のご協力により大盛況のうちに終了することができました。

ご協力ありがとうございました。

当日、来場されたお客様に実施しましたクイズとアンケート調査の結果を報告致します。

STEP 1 マイカー点検クイズ

まずは「マイカー点検クイズ」に答えよう。

Q1 下の「」に入る言葉を書いてください。
平成22年マイカー点検キャンペーンのスローガンは?
#ヒント:クレヨンの筆記用紙

「」で元気いっぱい!わたしの車

答え。

Q2 このステッカーの名前はなんですか?
○に入る言葉を書いてください。

#ヒント:正面の特徴を複数に実現した白背景
であることをさすために、白背景上部
の黒帯に文字が記載されています。

答え。 ○ ○ 滴みステッカー

Q3 このマークの名前は何でしょう?
下の○に入るアルファベットを書いてください。

#ヒント:「自動車検査証券コーナー」にある
看板を見てな

答え。 ○ ○ マーク

STEP 2 ご来場アンケート

クイズに挑戦したらアンケートに答えよう!

■今回の「車あれい祭り」を何で知りましたか?
①地元工場 ②新聞 ③ジオ ④ホームページ ⑤知人
⑥その他

■今回の「車あれい祭り」は、どなたとお出でになりましたか?
①ご家族と ②ご友人・ご家族 ③カップル ④一人で

■「車あれい祭り」は、いかがでしたか?
①非常に満足 ②満足 ③ふつう ④やや不満 ⑤不満

■会場でこのようなイベントありましたらいでいいだけですか?
①ぜひまた ②予定があればまた ③来ない ④わからない

■その他、何かメッセージがありましたらご記入ください。
(
)

あとで
市・町・村

性別
男・女 年齢
~20代 30代 40代 50代 60代~

ご協力ありがとうございました。

STEP 3 素敵な景品が当たる抽選券

素敵な景品が当たる抽選会に参加!!
どうぞ抽選コーナーへお越しください。

マイカ一点検クイズ

Q1、下の「 」に入る言葉を書いてください。

平成22年のマイカ一点検キャンペーンのスローガンは？

※ヒント：ステージの看板を見てね

「 」で 元気いっぱい わたしの車

答え、点検

正解率	96%
間違え例	マイカー 2%
	わたしの車 1%

Q2、このステッカーの名前はなんですか？

○に入る言葉を書いてください。

答え、点検整備

正解率	72%
間違い例	定期点検 10%
	てんけん 10%

Q3、このマークの名前は何でしょう？

下の○に入るアルファベットを書いてください。

答え、AMS

正解率	73%
間違い例	アムス 19%

ご来場アンケート

■今回の「車ふれあい祭り」を何で知りましたか？

(複数回答あり)

①整備工場	41%
②新聞	29%
③ラジオ	3%
④ホームページ	2%
⑤知人	17%
⑥その他	3%

■今回の「車ふれあい祭り」は、どなたとおいでになりましたか？(複数回答あり)

①ご家族と	77%
②ご友人と	16%
③カップルで	1%
④一人で	3%

■「車ふれあい祭り」は、いかがでしたか？

(複数回答あり)

①非常に満足	34%
②満足	42%
③ふつう	18%
④やや不満	1%
⑤不満	0%

■次回もこのようなイベントがありましたらおいでいただけますか？

①ぜひ来たい	53%
②予定があれば来たい	41%
③来ない	1%
④わからない	1%

■性別

男性	483
女性	538

■年齢

~20代	335
30代	336
40代	156
50代	89
60代~	130

■おところ

甲府市	305
南アルプス市	182
笛吹市	119
中央市	113
甲斐市	57
山梨市	52
韮崎市	32
昭和町	28
甲州市	24
市川三郷町	22
都留市	22
富士吉田市	18
富士川町	13
富士河口湖町	12
北杜市	10
大月市	9
南部町	6
身延町	5
上野原市	3
鳴沢村	2
忍野村	1
西桂町	1
県外	4

経営・教育合同委員会が開催されました

◇日 時 平成22年12月2日（木）

経営・教育合同委員会 16:00 経営委員会 17:30

◇出席者 経営委員

清水委員長、渡辺（新）副委員長、五味（公）委員、麻川委員、稻葉委員、
保坂委員、高部委員、大村委員、堀田委員

教育委員

羽田委員長、渡辺（勇）副委員長、笹本委員、樋口委員、別符委員、大久保委員

◇会議事項

経営・教育合同委員会

（1）「車ふれあい祭り‘2010」

第18回山梨県自動車整備技能競技大会並びに点検整備推進イベントの反省と
課題等の意見集約について。

（2）その他

経営委員会

（1）平成23年度山梨県自動車税納税通知書封筒の裏面広告について

23年度自動車納税通知書封筒の裏面広告応募。

（2）その他

自動車検査員業務等研修会が開催されました

指定整備事業協議会では、検査実務に携わっている自動車検査員の疑問点等を解消するための「自動車検査員業務等研修会」を下記のとおり開催しました。

この研修会は、自動車検査員としての業務を行うなかで、「日頃疑問に思っていること」「判断に困っていること」等の疑問点等についてアンケートを行い、検査関係44項目、整備関係18項目、その他13項目、合計75項目の質問を頂きました。

研修会においては質問事項について、山梨運輸支局専門官、自動車検査法人検査官がそれぞれ担当部門について説明し、質疑応答も行われ、検査業務の確実な実施を図るための有意義な研修会となりました。

◇日 時 平成22年12月3日（金）

13:30～16:30

◇場 所 振興会 大講堂

◇出席者 自動車検査員 180名



指定整備事業協議会業務改善部会が開催されました

◇日 時 平成22年12月3日(金) 15:30
◇場 所 (社)山梨県自動車整備振興会 会議室
◇出席者 宮坂部会長、田口委員、義美委員、福田委員、花輪委員、稲葉委員、雨宮会長同席
◇会議事項
(1) 指定自動車整備事業諸規程見直しについて
(2) その他

街頭検査実施結果について

定期点検整備の促進と不正改造車排除を図るため、標記街頭検査が実施されました。なお、検査結果は次のとおりです。

日 時	実施場所	参 加 者	摘 要		
12月14日(火) 13:30~	昭和町 甲府昭和IC	運輸支局 独立行政法人 甲府南支部 振興会 県税事務所	4名 1名 5名 2名 6名	総検査車両数 不良車両数 内整備命令 口頭警告 車検切れ	33台 8台 1台 7台 0台

甲府南支部の皆様、ご協力ありがとうございました。

保安基準適合証複写部分の赤色発色について

今般、日整連より保安基準適合証の中に「複写部分の発色が赤色になる」ものが含まれているとの連絡がありました。

適合証については、制度上は赤色で発色されたものであっても有効である（国土交通省見解）ものの、製品としては不良であることから、現在印刷会社で原因究明をしているところです。

万一、お手元の保安基準適合証にこのような現象があった場合でも、保安基準適合証は問題なく使用できますので、継続してご利用ください。

なお、ご使用の保安基準適合証に発色異常がみられた場合には、お手数ですが振興会までご連絡くださいますようご協力をお願いいたします。

「中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（中小企業金融円滑化法）」の期限の延長について

金融庁が標記法を平成23年3月までの時限措置施行から約1年が経過した現在、中小企業者の業況や資金繰りは改善しつつあるものの、依然厳しい状況にあることから、金融庁は平成22年12月14日に「中小企業金融円滑化法」の期限を1年間延長（平成24年3月まで）することを発表しました。

また、金融庁は期限を延長するとともに、その運用に当たっては、これまでの実施状況を踏まえた、金融機関の開示、報告資料の大幅な簡素化や、金融機関による経営再建計画の策定支援等のコンサルティング機能の発揮の促進、といった点について改善を加える」としています。

中小企業金融円滑化法の期限の延長等について（概要）

1. これまでの取組み

- いわゆる「リーマン・ショック」以降、金融の円滑化を図るため、中小企業金融円滑化法をはじめとする種々の施策を実施。

2. 今後の対応

- 中小企業者等の業況や資金繰りは、改善しつつあるものの、依然厳しい。

こうした中、先行きの不透明感から、今後、一定の貸付条件の変更等への需要があると考えられる。一方で、貸付条件の変更等に際しては、金融規律も考慮し、実効性ある経営再建計画を策定・実行することが重要。

- このため、中小企業金融円滑化法を機に、以下の流れを定着させが必要。

- ・金融機関が、貸付条件の変更等を行っている間に、コンサルティング機能を十分に発揮することで、
- ・中小企業者の経営改善が着実に図られ、
- ・中小企業者の返済能力の改善等につながる。



- 中小企業金融円滑化法を1年間延長するとともに、あわせて以下のようないしを講じ、同法の期限後も、金融機関による金融仲介機能が適切に発揮される環境の整備を目指すとともに、引き続き中小企業の資金繰りに万全を期す。

中小企業金融円滑化法の1年延長

金融機関による開示・報告内容の見直し

- ・金融機関による開示・報告資料の大幅な簡素化（開示・報告に係る事務負担の軽減）

金融機関によるコンサルティング機能の発揮の促進

- ・金融機関がコンサルティング機能（経営相談・指導等、事業再生等）の発揮に際し、果たすべき役割を具体化する方向で監督指針を改定
- ・法の実施状況に関する検査の一巡後、通常の検査において「金融円滑化編」に基づく検査（コンサルティング機能の発揮状況等）を実施

その他

- ・中小企業金融に関する実態把握、金融機関に対する金融円滑化の要請の継続
- ・改正金融機能強化法の活用の検討促進

※詳細は金融庁ホームページの
報道発表資料(H22.12.14)
に掲載されています。

1. 中小企業金融円滑化法の期限の延長等について
 2. 中小企業金融円滑化法の期限の延長等について(概要紙)

※金融庁ホームページ
パンフレット
「中小企業の事業主の皆さんへ」
に掲載されています。

お問い合わせ先 相談窓口・情報受付窓口・お問い合わせ先

金融関係団体が設置する相談窓口

- 全国銀行協会 銀行とりひき相談所 050-3385-6091(中小企業向け融資)
03-5252-3772(その他の相談・照会)
 - 全国信用金庫協会 全国しんきん相談所 03-3517-5825
 - 全国信用組合中央協会 しんくみ苦情等相談所 03-3567-2456

金融庁の情報受付窓口

- 金融円滑化大臣目安箱 0570-052100/03-3501-2100
 - 金融円滑化ホットライン 0570-067755/03-5251-7755
 - 金融サービス利用者相談室 0570-016811/03-5251-6811 FAX 03-3506-6699
 - お近くの財務局でも受け付けています。

注 提供頂いた情報等は金融機関にフィードバックするなど、検査・監督に活用させていただきます。なお、金融機関との間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、あらかじめご了承ください。

信用保証制度等、公的金融に関する主なお問い合わせ先

- 中小企業庁金融課 ━━━━━━━━━━ 03-3501-6280
 - また、近くの経済産業局でも受け付けています。
 - 北海道 011-793-1783 東北 022-221-4922 関東 048-600-0425, 048-600-0334 中部 052-951-2748 近畿 06-6966-6024 中国 082-224-5661
四国 087-811-8529 九州 092-482-5448 沖縄 098-866-1755
 - 最寄りの信用保証協会 ━━━━━━━━ 参考 <http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html>

2

中小企業の事業主の皆さんへ!

がんばっている皆さんを支援します！

中小企業金融円滑化法について



中小企業金融円滑化法の概要

- 中小企業金融円滑化法により、金融機関は、中小企業や住宅ローンの借り手の申込みに対し、できる限り、条件変更等を行なうよう努めます。
 - また、金融機関は、他の金融機関・政府関係金融機関・信用保証協会等とも連携し、条件変更等を行なうよう努めます。

(本法に関するお問い合わせ) 金融庁 03-3506-6000(代表)

環境に優しい整備事業場に対する顕彰について (関東運輸局山梨運輸支局長表彰)

循環型社会の構築に向け、使用済み自動車等の適正処理・フロンの確実な回収、リサイクル部品の利用促進等整備事業者の環境への取組の活性化と自動車ユーザーの環境問題への意識高揚を図るため、環境対策に積極的に取組む傘下整備事業場に対する、支局長表彰が実施されます。

下記により申請受付を行いますので、お申し込み下さい。

『(社) 山梨県自動車整備振興会環境指向型整備事業者表彰推薦』

(社) 山梨県自動車整備振興会会員のうち、整備振興会会長は環境対策への取組が積極的と認められる者「環境指向型事業者」を推薦する。

1. 環境対策への取組が優良で模範となる者。
2. 環境指向型整備事業者として山梨運輸支局長表彰を受賞し、引き続き基準維持事業場として環境改善に取組む者。
3. 道路運送車両法をはじめ関係法令を遵守する者。
4. 整備振興会等の定款・各種規約への遵守状況が良好な者。
5. 振興会及び支部等の諸活動に協力的な者。
6. 申請、推薦段階で環境・公害に関する苦情等がないと認められる者。
7. 表彰の推薦は、原則として毎年3月に行うものとする。

【表彰申請要項】

1. 申請受付期限 平成23年2月18日（金）まで

2. 申請方法

申請を希望される事業場は、「使用済み自動車等適正処理実施状況申告書」(P19.20)をコピーし、必要事項を記入の上、各支部経由にて振興会へご提出下さい。
(申告書は指導・教育部門窓口にも用意しております。)

3. 現地確認及び審査

書面審査後、各団体の現地確認並びに山梨運輸支局の現地審査が行われます。

4. 関東運輸局長表彰に推薦

支局長表彰以後3年以上連続して優良な事業場は、関東運輸局長表彰に推薦いたします。

5. 当会以外の団体に所属する会員

自動車販売店協会、軽自動車協会、中古自動車販売協会、自動車車体整備協同組合、自動車電装品整備商工組合、自動車タイヤ販売店協会にも併せて所属している場合は、当該団体(整備振興会以外の所属団体)からの推薦となりますので同団体にご相談下さい。

6. 支局申請までの流れ

平成23年3月末

・振興会→環境に優しい自動車整備関連事業場山梨県推進協議会へ申請

平成23年4月中旬

・環境に優しい自動車整備関連事業場山梨県推進協議会→山梨運輸支局へ申請

平成23年4月下旬から5月上旬

・支局現地審査

※ 環境に優しい優良事業者審査基準をご参照下さい。

環境に優しい優良事業者審査基準

区分	項目	基準
マニフェスト	①収集運搬業者、中間処理業者と契約しているか	1. 廃棄物処理法に基づき、収集運搬業者、中間処理業者又は最終処理業者（以下、「処分業者」という。）と個別に委託契約している。 2. 行政の許可証の内容（廃棄物の種類、事業区分、処理能力、許可条件、有効期間）が適正。
	②マニフェストを交付しているか	1. マニフェストは、電子マニフェスト又はA、B1、B2、C1、C2、D、E票の7枚綴りであり、紙の場合B1以下の票を、棄物処理法に基づき処分業者に交付している。 2. マニフェストの電子管理又は交付台帳を作成している。
	③マニフェストを保管しているか	1. 回付されたマニフェストを5年間保管している。 2. 5年の実績がない場合は、全て（最も古い物から最も最近の物まで）保管している。 3. 90日以内にB2票及びD票、180日以内にE票が回付されない場合は、措置報告書を山梨県知事に提出している。
使用済み自動車等の処理	①電子マニフェストを交付し適正処理しているか	1. 電子マニフェストにより取引・引渡し報告をしている。 2. 有価物として処分業者に引き渡す場合についても、電子マニフェストにより処理している。
廃部品等の処理	②事前選別を実施しているか	1. 廃油、廃ラジエータ液（LLC）、燃料、廃バッテリー等を事前選別し処分業者に排出している。
	③自動車リサイクル法に基づく適正処理をしているか（フロン）	1. 自動車リサイクル法に基づく引取・回収事業者の登録をしている。 2. 使用済み自動車から回収したフロンを自動車リサイクル法に基づくフロン回収システムで破壊処理している。また、整備車両から回収したフロンも適正に処理をしている。
	④フロン回収実績表を作成し回収・破壊の把握をしているか	1. フロンの回収実績表を作成し、回収・破壊の把握をしている。
	⑤自動車リサイクル法に関し、適切な情報提供をしているか	1. 使用者に、自動車リサイクル法の趣旨、リサイクル料金等に関する情報を提供している。
	⑥エアバッグを適正処理しているか	1. 自動車リサイクル法に基づく解体業者の登録をしており、使用済み自動車等のエアバッグを適正処理している。又は、自動車リサイクル法に基づく解体業者に引き渡している。
廃部品等の処理	①マニフェストを交付し適正処理しているか	1. 廃部品等（廃油、廃ラジエータ液（LLC）、鉄くず、プラスチック、ガラス等）の処理について、マニフェストを交付している。
	②産業廃棄物を分別して保管しているか	1. 産業廃棄物を種類毎に分別して保管している。
	③保管場所には有害物質の流出等の防止対策が施されているか	1. 保管場所には、周囲に囲を設け、床はコンクリート等により地下浸透防止対策を施している。 2. 保管場所には、屋根等を設け、雨水等による流出防止対策を施している。
	④保管場所には廃棄物の種類の掲示等があるか	1. 保管場所には、廃部品等の置き場である旨を明示している。 2. 保管場所には、保管責任者及び産業廃棄物の種類を掲示している。
	⑤廃タイヤを適正回収ルートで処理しているか	1. タイヤ販売店等で構成される適正回収ルートにより処理している。又は、マニフェストを交付し適正に処理している。
	⑥廃バッテリーを適正回収ルートで処理しているか	1. 自動車電装品販売店等で構成される適正回収ルートにより処理している。又は、マニフェストを交付し適正に処理している。
	⑦廃塗料を適正回収ルートで処理しているか	1. 塗料からシンナーを除去する装置を保有し適正に処理している。又は、マニフェストを交付し適正に処理している。

環境 保 全 の 向 上	①自動洗車機の設置届出をしているか	1. 山梨県知事に届出している。 2. 公共下水道に排水する場合は、公共下水道管理者に届出している。
	②騒音、振動についてコンプレッサー等の設置届出をしているか	1. コンプレッサーの定格出力が7.5キロワット以上のは、騒音規制法、振動規制法に基づき、市町村に届出している。
	③塗装ブースの設置届出をしているか	1. 労働安全衛生法に基づき、労働基準局に、有機溶剤設備設置届出をしている。 2. 集塵装置等が設置されている。
	④汚泥の処理についてマニフェストを交付しているか	1. 廃棄物処理法に基づき処分業者と個別に委託契約している。
	⑤作業場、駐車場にオイルがこぼれていなか	1. 作業場、駐車場等は、廃油、廃ラジエータ液(LLC)の飛散等により周辺土壤を汚染することの無いよう管理している。
	⑥ゴミ箱、廃棄物保管場所は廃棄物が溢れないよう管理しているか	1. ゴミ箱、廃棄物保管場所等には、水質汚濁、土壤汚染の原因となる廃棄物が溢れない。 2. 廃棄物は、定期的に処分しており、大量に保管することの無いよう管理している。
	⑦敷地内に廃棄物、廃車、廃タイヤ等が放置されていないか	1. 廃棄物は、所定の場所に保管している。
	⑧敷地内の整理整頓等を定期的に実施しているか	1. 作業場、事務所の整理整頓及び雑草の除去を定期的に行う等、環境美化に努めている。
	⑨浄化槽の清掃を定期的に実施しているか	1. 浄化槽の清掃を定期的に実施し、オイル等の流出を防止している。
	⑩一般廃棄物を適正処理しているか	1. 事務所から排出されるゴミは、分別して排出している。
リ サ イ ク ル 部 品 の 活 用	⑪廃棄物は焼却処分とせず適正処理しているか	1. ダイオキシンの原因となる廃棄物は、焼却せずに適正に処理している。
	①リサイクル部品の情報を使用者に提供しているか	1. 整備依頼を受けた時、使用者に、当該整備に係るリサイクル部品の使用について、新部品を使用した時との価格差を含め情報を提供している。
	②リサイクル部品取扱い工場の案内掲示はあるか	1. リサイクル部品の取扱いが可能な旨の掲示をしている。
	③リサイクル部品の入手ルートを確保しているか	1. リサイクル部品の入手が可能な部品販売店を確保している。
	④リサイクル部品について保証期間を明示しているか	1. リビルト部品には保証期間を設け、この旨明示している。 2. リユース部品について、保証の有無等について説明している。
	⑤リサイクル部品を積極的に使用しているか	1. 使用者からのリサイクル部品の使用依頼について、積極的に応じている。

使用済み自動車等適正処理実施状況申告書

実施年月日	平成 年 月 日から平成 年 月 日
団体名	
事業場名	
所在地	
環境統括責任者名	

区分	項目	実施状況	
マニフェスト	①収集運搬業者、中間処理業者又は最終処理業者との契約状況	契約有	契約無
	②マニフェスト交付及び交付台帳作成による管理状況	実施	未実施
	③マニフェストの保管状況	保管有	保管無
使用済み自動車等の処理	①マニフェストの交付による処理状況	交付	未交付
	②事前選別の実施状況（廃油、LLC、燃料等）	実施	未実施
	③フロンの適正処理状況 (フロン回収機の保有状況)	実施 有・無	未実施
	④フロン回収実績表の作成及び回収量（台数）の把握状況	作成	未作成
	⑤自動車リサイクル法の趣旨、リサイクル料金等に関する情報提供の実施状況	提供	未提供
	⑥エアバッグの処理状況	実施	未実施
廃部品等の処理	①廃部品等の処理状況	実施	未実施
	②産業廃棄物の種類毎の分別保管の実施状況	実施	未実施
	③保管場所の有害物質の流出防止対策の実施状況	実施	未実施
	④保管場所にはその旨の明示、責任者及び廃棄物の種類の掲示状況	実施	未実施
	⑤廃タイヤの適正回収ルート等による処理状況	実施	未実施
	⑥廃バッテリーの適正回収ルート等による処理状況	実施	未実施
	⑦廃塗料適正回収ルート等による処理状況 (シンナー除去装置の保有状況)	実施 有・無	未実施

区分	項目	実施状況	
環境保全 の向上	①自動洗車機の設置状況 設置の場合、山梨県知事及び公共下水道管理者への届出状況	有・無 届出有	届出無
	②出力が7.5キロワット以上のコンプレッサーの設置状況 設置の場合、市町村への届出状況	有・無 届出有	届出無
	③塗装ブースの設置状況 設置の場合、有機溶剤設置の届出状況 設置の場合、集塵装置の設置状況	有・無 届出有 設置有	届出無 設置無
	④汚泥処理についての収集運搬業者と委託契約している	契約有	契約無
	⑤作業場等に廃油、LLC等が飛散等による土壤汚染はない	ない	ある
	⑥ゴミ箱、廃棄物保管場所には、水質汚濁、土壤汚染の原因となる廃棄物が溢れていない	ない	ある
	⑦敷地内に廃棄物、使用済み自動車、廃タイヤ等の放置がない	ない	ある
	⑧作業所、事務所の整理整頓等を定期的に実施している	している	していない
	⑨浄化槽（油水分離槽含む）の清掃を定期的に実施している	している	していない
	⑩一般廃棄物を適正に処理している	している	していない
	⑪ダイオキシンの原因となる廃棄物は、焼却処分とせず適正に処理している	している	していない
リサイクル 部品の活用	①リサイクル部品の情報を使用者に提供している	している	していない
	②リサイクル部品取扱い可能な旨の掲示がある	ある	ない
	③リサイクル部品の入手ルートを確保している	している	していない
	④リサイクル部品について保証期間を明示している	している	していない
	⑤リサイクル部品を積極的に使用している	している	していない

申告書のとおり実施しています。

平成 年 月 日 代表者 印

平成22年度第2回自動車整備技能登録試験の実施について

標記試験が次のとおり実施されます。

登録試験申請用紙は教育課窓口に用意してあります。必要事項等を記入の上、受付期間中にお申し込み下さい。

◇実施種目

	学科（筆記）試験	学科（口述）試験	実技試験
試験の種類	一級小型 二級ガソリン 二級ジーゼル 二級シャシ 三級シャシ 三級ガソリン・エンジン 三級ジーゼル・エンジン 三級二輪 電気装置 自動車車体	一級小型	一級小型
受付期間	平成23年1月17日（月）～1月21日（金）		
試験日	平成23年3月20日（日）	平成23年5月8日（日）	平成23年8月28日（日）
試験会場	振興会研修センター	未定	未定

※一級小型自動車受験者の方へ※

- ・口述試験は学科（筆記）試験合格者のみが対象となります。
- ・実技試験は学科（口述）試験合格者のみが対象となります。

◇受験資格

一級受験者は二級整備士（シャシは除く）合格後3年以上の実務経験者

二級受験者は三級整備士合格後3年以上の実務経験者

三級受験者は1年以上の整備作業実務経験者

（注）実務経験の短縮対象者

二級 大学機械科卒業者 1.5年

高校機械科卒業者 2.0年

三級 大学・高校機械科卒業者 0.5年

◇申込時に持参するもの

①登録試験申請書（教育課窓口にあります）

②受験手数料（用紙代等を含む）

	学科試験	実技試験
一級受験者	6,400円	12,200円
一級以外の受験者	4,400円	斜線

※一級小型自動車受験者の方へ※

実技試験を続けて受験される場合は、

学科試験合格後実技試験受験手数料を納付して頂きます。

③受験資格を証明する証書・証明書

- ・一級受験者は二級整備士の合格証書
- ・二級受験者は三級整備士の合格証書
- ・実務経験の短縮を受ける方は、卒業証書又は証明書等

④写真 1枚（縦6cm×4.5cm）

⑤印鑑

⑥はがき（受験者の住所、氏名を記入して下さい）

- ・一級受験者・・・4枚
- ・一級以外の受験者・・・2枚

※一級小型自動車受験者の方へ※

実技試験を続けて受験する場合は、学科試験合格後に実技試験用案内はがき2枚別途提出して頂きます。

自動車整備技能登録試験対応講座のお知らせ

平成22年度第2回自動車整備技能登録試験（平成23年3月20日（日）実施）を受験する者を対象とした標記講座を下記の日程等により行います。受講希望の方は、受付期間中にお申し込み下さい。

◇種目 2級ガソリン自動車 3級自動車ガソリン・エンジン

◇研修日 2級ガソリン自動車 3級自動車ガソリン・エンジン日程表

第1日	3月2日（水）	9:20～16:00
第2日	3月4日（金）	9:20～16:00
第3日	3月7日（月）	10:20～16:00

※受講希望人数が10人以下の時は開講しない場合もあります。

◇講習内容 過去に実施された検定・登録試験の問題をもとに、出題の傾向と対策を研究学習

◇使用教材 当振興会で作成した問題及び過去に実施した検定・登録試験問題等
※下記のテキストは、必ず各自で持参して下さい。

◆2級ガソリン自動車

⇒ 2級ガソリンエンジン篇 2級シャシ編 法令教材

◆3級自動車ガソリン・エンジン

⇒ 3級ガソリンエンジン編 基礎自動車工学 法令教材

◇受講料 15,000円（資料代含む）

◇受付期間 1月17月（月）～2月25日（金）

◇申込方法 申込書は、振興会ホームページ（<http://www.ams.or.jp>）の「会員ページ（振興会からのお知らせ）」からダウンロードするか、教育課窓口に置いてあります。

必要事項を記入の上、受講料を添えて教育課まで受付期間中にお申し込み下さい。

自動車電気基礎入門(STEP UP 1)講習会のお知らせ

自動車整備、故障探求を行うにあたり、電気を切り離して考えることが出来ません。

「知っていたはず・・・」が、忘れかけている事ありませんか？

この機会にもう一度復習のつもりで参加して頂けますようお待ちしています。

- ◇ 講習日 平成23年2月3日(木) 9:00~16:00
- ◇ 講習場所 (社)山梨県自動車整備振興会 研修センター及び実習場
- ◇ 担当講師 技術講習所 専任講師
- ◇ 講習内容 電圧・電流・抵抗・電気回路の読み方など、電気パネルを使用した講習です。
- ◇ 持ち物 サーキットテスタ(デジタルまたはアナログ)、筆記用具
- ◇ 受講料 1,500円(テキスト代含む)
(申込後の未受講において、受講料の返金は出来ませんのでご了承下さい。)
先着10名(定員になり次第締切とさせて頂きます)
- ◇ 定員 平成23年1月4月(火)~1月31日(月)
- ◇ 受付期間 申込書は、本誌31ページ・教育課窓口にあります。
また、振興会ホームページ(<http://www.ams.or.jp>)の「会員ページ」から
もダウンロードできます。必要事項を記入の上、受講料を添えて教育課まで
お申し込み下さい。
- ◇ 申込方法

自動車ボディー電装(STEP UP 2)講習会のお知らせ

自動車のボディー関係の電気回路についての講習会です。

システム回路図などを読みながら、作動確認及び故障探求をしてみましょう。

- ◇ 講習日 平成23年2月9日(水) 9:00~16:00
- ◇ 講習場所 (社)山梨県自動車整備振興会 研修センター及び実習場
- ◇ 担当講師 技術講習所 専任講師
- ◇ 講習内容 ボディー電装関係の電気回路を理解し、電気パネルや実車を使用した作動確認、故障診断等の講習です。
【注意:回路図を使って行いますが、回路図の読み方の講習は行いませんので、自動車電気基礎入門を受講済みの方、又は回路図が読める方を対象とします】
- ◇ 持ち物 サーキットテスタ(デジタルまたはアナログ)、筆記用具
- ◇ 受講料 2,000円(テキスト代含む)
(申込後の未受講において、受講料の返金は出来ませんのでご了承下さい。)
先着10名(定員になり次第締切とさせて頂きます)
- ◇ 定員 平成23年1月4月(火)~2月4日(金)
- ◇ 受付期間 申込書は、本誌31ページ・教育課窓口にあります。
また、振興会ホームページ(<http://www.ams.or.jp>)の「会員ページ」から
もダウンロードできます。必要事項を記入の上、受講料を添えて教育課まで
お申し込み下さい。
- ◇ 申込方法

自動車エンジン電装(STEP UP 3)講習会のお知らせ

自動車のエンジン故障は、日々複雑になっています。

また、専用機器を使用しないと故障系統すら分からず状態です。

振興会所有の外部診断機を使って、エンジン電装理論、故障診断をしてみましょう。

「外部診断機等取扱講習」の応用講習です。

- ◇ 講習日 平成23年2月16日(水) 9:00~16:00
- ◇ 講習場所 (社)山梨県自動車整備振興会 研修センター及び実習場
- ◇ 担当講師 技術講習所 専任講師
- ◇ 講習内容 自動車エンジン電装の理論と、ベンチエンジンや実車を使用した故障診断等の講習です。
【注意 回路図を使って行いますが、回路図の読み方の講習は行いませんので、自動車電気基礎入門を受講済みの方、又は回路図が読める方を対象とします】
- ◇ 持ち物 サーキットテスタ(デジタルまたはアナログ)、筆記用具
- ◇ 受講料 4,000円(テキスト代含む)
(申込後の未受講において、受講料の返金は出来ませんのでご了承下さい。)
- ◇ 定員 **先着10名**(定員になり次第締切とさせて頂きます)
- ◇ 受付期間 平成23年1月4日(火)~2月10日(木)
- ◇ 申込方法 申込書は、本誌31ページ・教育課窓口にあります。
また、振興会ホームページ(<http://www.ams.or.jp>)の「会員ページ」からもダウンロードできます。必要事項を記入の上、受講料を添えて教育課までお申し込み下さい。

外部診断機等取扱講習会のお知らせ

自動車の故障探求に、今後なくてはならない機器となった外部診断機!

講習会所有の外部診断機等を使用して、機器の取扱い方法及び実車での簡易な故障探求を行います。この機会にスキャナツールの使用方法を学んでみませんか?

講習時間は3時間、午前及び午後のコースを予定しています。

- ◇ 講習日 平成23年2月23日(水) 午前コース 9:00~12:00
午後コース 14:00~17:00
- ◇ 講習場所 (社)山梨県自動車整備振興会 研修センター及び実習場
- ◇ 担当講師 技術講習所 専任講師
- ◇ 講習内容 スキャナツール(日立HDM3000等)コードリーダー(3111JP)
等を使い、機器の取扱い方法と実車での簡易な故障探求
(昨年行いました外部診断機等取扱講習と同じ内容です)
- ◇ 持ち物 サーキットテスタ(デジタルまたはアナログ)、筆記用具

- ◇ 受講料 3,000円（テキスト代含む）
 (申込後の未受講において、受講料の返金は出来ませんのでご了承下さい。)
- ◇ 定員 **各コース先着10名**（各コース定員になり次第締切とさせて頂きます）
- ◇ 受付期間 平成23年1月4月（火）～2月10日（木）
- ◇ 申込方法 申込書は、本誌31ページ・教育課窓口にあります。また、振興会ホームページ（<http://www.ams.or.jp>）の「会員ページ」からもダウンロードできます。
 必要事項を記入の上、受講料を添えて教育課までお申し込み下さい。

平成22年度整備主任者（技術）研修の開催について

平成22年度の標記研修を次により開催致します。
 なお、各事業場には事前に通知しますので、必ず受講されますようお願い致します。

- ◇ 研修対象者 各事業場で選任されている整備主任者（**1事業場1名以上**）
- ◇ 研修場所 (社)山梨県自動車整備振興会 研修センター及び実習場
- ◇ 研修担当講師 各ディーラー技術担当者
- ◇ 研修内容 (学科)新機構・新装置について
 (実習)エンジンの構造・機能及び点検・整備
- ◇ 受講料 6,500円（学科編、実習編テキスト代を含む）
- ◇ 研修時間 受付 9:00～9:30
 研修 9:30～17:00
- ◇ 研修日程 下表を参照して下さい

回数	月日	曜日	該当支部	受講予定者数	担当		
					実技	学科（小型）	学科（大型）
11	1月13日	木	二輪		二輪	二輪	
12	1月20日	木	韮崎市川	40	ダイハツ	ダイハツ	UDトラックス
13	2月10日	木	東八② 日下部	45	三菱	三菱	いすゞ
14	2月17日	木	その他	20	トヨタ	トヨタ	三菱ふそう

ハイブリッド車整備基礎講習報告

トヨタ並びにホンダ車のハイブリッド車整備基礎講習を2日間4回行いました。

○トヨタ編 12月 3日(金) 9:00~12:00

16日(木) 14:00~17:00



学科にて構造・機能・取扱注意



サービスプラグ脱着



高電圧部Oボルト確認



整備モードへの移行

○ホンダ編 12月 3日(金) 14:00~17:00

16日(木) 9:00~12:00



学科にて構造・機能・取扱注意



IMAシステム確認



高電圧部Oボルト確認



チャージメーター表示